

「高知市子ども・子育て支援法施行条例（仮称）」案の
概要について

【パブリック・コメント公表資料】



高知市こども未来部 保育幼稚園課

**「高知市子ども・子育て支援法施行条例（仮称）」案
のパブリック・コメントについて**

高知市では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に必要な事項のうち、保育の必要性の認定に係る事由等を定めるため、「高知市子ども・子育て支援法施行条例（仮称）」の制定を進めています。この条例の制定にあたって、高知市市民意見提出制度（パブリック・コメント）に基づき、市民の皆さまからのご意見を募集します。

条例案の概要は3ページに掲載しています。

1 募集案件

「高知市子ども・子育て支援法施行条例（仮称）」案

2 意見書の提出期間

平成26年8月5日（火）～8月20日（水）（必着）

3 意見書の提出方法

郵送・ファクス・電子メールまたは保育幼稚園課へ直接持参してください。また、高知市ホームページの「パブリックコメント」のページにある入力フォームからも意見を送信することができます。なお、口頭や電話での受付は行いません。

4 意見書の提出先

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号
高知市保育幼稚園課
ファクス 088-823-9273
電子メール kc-130100@city.kochi.lg.jp

※直接持参の場合は、第二庁舎2階の保育幼稚園課で受付します。

5 意見書様式

高知市市民意見提出制度実施要綱により、意見書には住所・氏名の記載が必要です。意見書は特に様式を定めていませんが、様式例を2ページに掲載しています。

6 意見の公表等

お寄せいただいたご意見は、取りまとめて高知市ホームページで公表します（氏名等は公表しません）。それらに対する高知市の考え方と、修正を行った場合は修正内容についても掲載します。ただし、個々のご意見への直接回答は行いませんのでご了承ください。

7 問い合わせ先

保育幼稚園課 電話 088-823-4012

意見書

高知市市民意見提出（パブリック・コメント）制度実施要綱第6条の規定により、公表された「高知市子ども・子育て支援法施行条例（仮称）」案の概要について、意見書を提出します。

平成 年 月 日

高知市長宛

意見書提出者

住所

氏名

電話番号

意見の趣旨

意見書の提出は、平成26年8月20日（水）まで（必着）となります。

1 条例制定の趣旨について

子ども・子育て支援新制度の施行に関し、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるため、高知市子ども・子育て支援法施行条例（仮称。以下「条例案」という。）を定めようとするもの。

条例案では、保育を必要とする事由のうち就労に関する下限時間を設定するとともに、当該規定に関する経過措置を定め、併せて利用者負担額に関する事項及び法第 87 条に規定する過料に関する規定等を設けることとする。

2 高知市子ども・子育て支援法施行条例（仮称）の概要について

- (1) 支給認定における保育の必要性の認定に係る事由として、小学校就学前子どもの保護者は、一月において、48 時間から 64 時間までの範囲内で、市町村が定める時間以上の就労していることと内閣府令で規定されているため、その就労の下限時間を、一月において 48 時間以上とする。
- (2) 就労時間に係る要件についての経過措置として、施行日から起算して 10 年を経過する日までの間は、上記(1)の就労の下限時間「48 時間」を「市長が認める時間」とする。
- (3) 利用者負担額に関する必要事項については、規則で定める。
- (4) 法及び条例の施行に関する必要な事項（条例で定めるものを除く）については、規則で定める。
- (5) 法第 87 条各項では、子どものための教育・保育給付に係る検査に応じない者や認定証の提出又は返還に応じない者に対して、市町村が条例において過料を科す規定を設けることができるとされているため、本市における過料を科する規定を設ける。

過料の対象となる者	過料の対象となる行為	過料の金額
児童の保護者、児童の属する世帯の世帯主、その世帯に属する者等	教育・保育給付に必要な報告、文書等の物件の提出・提示、質問に対する答弁に関しての、正当な理由のない拒否や、虚偽の報告等	10 万円以下
教育保育施設・事業者等	教育・保育給付に必要な報告、文書等の物件の提出・提示、質問に対する答弁、検査の正当な理由のない拒否や、虚偽の報告等	
支給認定を受けた保護者	・支給認定の変更（申請変更、職権変更）の際の支給認定証の提出の拒否 ・支給認定取消しの際の支給認定証の返還の拒否	

3 施行予定日

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日

【参考資料】

● 保育の必要性の認定に係る事由について（子ども・子育て支援法施行規則第1条）

現行の「保育に欠ける」事由	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること（就労）</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）</p> <p>④同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること。（その他）</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労※ ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動（起業準備を含む）</p> <p>⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>
<p>※就労事由については、その下限時間の設定について、次のとおり市町村において定めることとされている。 ⇒保育の必要性の認定に係る就労とは、一月48時間から64時間までの範囲内で、市町村が定める時間以上の就労とする（ただし、10年間の経過措置あり）。</p>	

● 過料について（子ども・子育て支援法第87条）

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

第八十七条 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十四条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 市町村は、条例で、第二十三条第二項若しくは第四項又は第二十四条第二項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

◆高知市子ども・子育て支援法施行条例(案)のパブリック・コメントに係る意見及び市の考え方

〇意見書 1件

意見書 No.	意見内容	市の考え方
1	<p>保育を必要とする条項に関して次のような場合を追加して下さい。「その他の項目」ではなく、正式に対処することが良いように思います。○「専門的な治療を目指した保育を必要とするもの。」を加えてください。</p> <p>発達に心配なお子様に対して、個々のご家庭での支援では、なかなか専門的な対処は出来にくい場合が多く見られます。</p> <p>そして、脳の発達メカニズムによると、言語機能、聴覚機能、社会性、また、知的機能は幼少時期に確かに身に着けていきます。もし乳幼児に対して気にかかる状況が生じた場合、待たなして日々の対処をしていかねば、重大な障害状況に陥る恐れがあります。</p> <p>例えば、高機能自閉症、自閉症、様々な言語の遅れ、知的障害などを対象とした扱いが、専門の保育園、同じ年齢層のお友達を保証することで、障害の軽減、あるいは、発達促進が可能と思われます。そして、障害の軽減をすることにより、保護者の負担軽減および将来の市の経済的な負担額も少なくなると思っております。ご一考下さい。</p>	<p>本市では、乳児全戸訪問、1歳6か月、3歳の健診などで、子どもの状況を確認し、また保護者からの相談等を受け、個々の子どもの状況に応じて、子ども発達支援センターやひまわり園等での支援を行っておりますが、就園や就学、就労等への切れ目のない支援体制の構築が課題であると考えています。</p> <p>ご意見をいただきました保育の必要性につきましては、就労等の保護者の事由により、子どもが家庭で保育を受けることが困難な場合について認定するものであり、子どもの状況により認定する性質ではありません。</p> <p>ただし、保育の必要性が認定された場合、「子どもが障害を有する場合」は、新制度においても、現行制度と同様に優先利用に該当することになります。</p>